

# 北本市市民リポーター申込書

(宛先) 北本市長

(申込者) 氏 名

㊞

電 話

Eメール

私は、北本市市民リポーターを申し込みます。

また、北本市市民リポーター設置要綱第5条各号に掲げる要件について、下記のとおり届け出ます。

記

第5条	✓	届 出 内 容	備 考
第1号		北本市の住民基本台帳に登録されています。	(住所)
		北本市の住民基本台帳に登録されていません。	
第2号		保護者の同意を得ています。	(生年月日)
		保護者の同意を得ていません。	
第3号		公職選挙法第3条に規定する公職に就いています。	(職業)
		公職選挙法第3条に規定する公職に就いていません。	(申込みの動機、意欲など)
第4号		この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことができます。	
		この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことができません。	
第5号		電子データによりデータを提供することができます。	
		電子データによりデータを提供することができません。	

## 北本市市民リポーター設置要綱

平成28年2月26日

(目的)

第1条 市の様々な魅力を市民等が取材し、作成した記事を、ブログ、市ホームページ、広報紙その他の広報媒体に掲載することで、地域の魅力を発信及び共有するとともに、市民等のまちづくりへの参画の機運を高めることを目的に、北本市市民リポーター（以下「市民リポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 市民リポーターの職務は、市内のイベント、身近なまちの話題、地域活動等取材し、市へ記事や写真を提供するものとする。

(定数)

第3条 市民リポーターの定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 市民リポーターの任期は、登録日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 市長は、次の各号の全てに該当する者を市民リポーターとして委嘱する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 中学生以下の場合は保護者の同意を得ている者
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にない者
- (4) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことのできる者
- (5) 電子データによりデータを提供できる者

(報酬)

第6条 市民リポーターは、無報酬とする。

(解嘱)

第7条 市長は、市民リポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱できる。

- (1) 第5条の資格を失ったとき
- (2) 本人が辞退を申し出たとき
- (3) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(庶務)

第8条 市民リポーターに関する庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

(著作権)

第9条 成果物等に係る著作権は、全て北本市に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターに関し必要な事項は、北本市、市民リポーター双方が誠意を持って協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抜粋）

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。